

福祉用具購入費 受領委任払いを利用した場合の申請について

支給要件

- ・在宅の要介護・要支援者の日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具であること
- ・福祉用具の購入費の支給対象となる種類であること
- ・福祉用具購入費受領委任払い取扱い事業者として名古屋市に登録されている事業者にて購入していること

利用限度額

要支援・要介護度に関係なく1年度（4月1日～翌年3月31日）10万円までです。
※利用限度額（10万円）を超えた額については、全額自己負担になります。

申請の流れ（事業者）

- 1 市役所介護保険課に、福祉用具受領委任払い取扱い事業者として登録の申請を提出します。
登録が終了しだい発送される登録承認通知に記載された「登録年月日」以降であれば、受領委任払いを利用した福祉用具の販売が可能となります。なお、領収書に記載された領収年月日が「登録年月日」以降であることが必要です。
- 2 被保険者の介護保険被保険者証・介護保険負担割合証を確認のうえ、負担割合と支給残高に基づき福祉用具購入費の被保険者負担分の金額を計算し、領収のうえ、領収書を発行します。
償還払いの場合と同様、販売した福祉用具のパフレット及び販売に係る証明書も発行します。

申請の流れ（被保険者）

- 1 福祉用具受領委任払い取扱い事業者として登録されている事業者から福祉用具を購入します。被保険者負担分の金額を支払い、領収書、購入した福祉用具のパフレット及び証明書を受け取ります。
- 2 以下の書類を用意し、区役所福祉課または支所区民福祉課へ支給申請を行います。
 - ① 介護保険居宅介護/介護予防福祉用具購入費支給申請書（受領委任払い用）
 - ② 領収証（原本） ③ 購入した福祉用具のパフレット ④ 証明書
 - ⑤ 介護保険被保険者証・介護保険負担割合証
 - ⑥ 戸籍標本等相続人であることがわかるもの
 - ⑦ 医学的な所見の確認ができる書類（排泄予測支援機器の購入の際）
 - ⑧ 販売事業所が作成した「排泄予測支援機器確認調書」（排泄予測支援機器の購入の際）
- 3 給付費支給決定通知書が被保険者本人あてに届いた後、事業者の口座に福祉用具購入費が振り込まれます。